

医薬発 0331 第 31 号
令和 7 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 知 事 殿
各 地 方 厚 生（支）局 長 殿

厚 生 労 働 省 医 薬 局 長
（ 公 印 省 略 ）

大麻草栽培者に対する監督について（第二段施行）

令和 7 年 3 月 1 日に大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 84 号）の一部が施行されたところ、同法第 2 条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和 23 年法律第 124 号）第 22 条の 3 における、麻薬取締官、麻薬取締員及びその他の職員の大麻草栽培者に対する監督について、別添 1 から 3 のとおり立入検査要領を定めたので、適切な権限執行に格別の御配意をお願いします。

第一種大麻草採取栽培者に対する立入検査実施要領

目 次

- 1 目的
- 2 立入検査の権限と資格
- 3 立入検査の実施方針
- 4 立入検査の方法
- 5 立入検査実施後の措置及び指導
- 6 第一種大麻草採取栽培者立入検査の点検項目

1 目的

この立入検査実施要領は、麻薬取締官、麻薬取締員及びその他の職員（以下「麻薬取締職員等」という。）が、栽培地等に対する立入検査を実施するとともに、第一種大麻草採取栽培者に対する指導及び監督を行うため、検査の権限と資格、検査実施方針、検査方法、検査項目等に関する事項を整理し、立入検査の厳正、公平かつ効果的な実施を図るためのものである。

2 立入検査の権限と資格

- (1) 立入検査は、第一種大麻草採取栽培者について、適正な大麻草の栽培、大麻の譲渡譲受、保管、廃棄等を確保するため、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和 23 年法律第 124 号。以下「大麻草栽培規制法」という。）第 22 条の 3 第 1 項の規定に基づき行う。
- (2) 立入検査は、通常検査及び特別検査に区分して行う。
- (3) 通常検査は、原則として都道府県の麻薬取締員又はその他の職員（以下「麻薬取締員等」という。）が適切な周期で実施する。
- (4) 麻薬取締官と麻薬取締員等による合同の通常検査は、立入検査の公平な実施の確保等を目的として、各都道府県において原則として 1 年に 1 回程度実施する。合同の通常検査の実施時期及び対象施設は、地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）（以下「麻薬取締部」という。）と都道府県が協議して決定する。

- (5) 特別検査は、次に定める場合に随時実施する。
- ① 大量の盗難、紛失等の重大な事故が発生した場合
 - ② 通常検査等において重大な違反の疑いがあった場合
 - ③ 従前の立入検査における改善指導に従わない等、特に立入検査が必要な場合
 - ④ 栽培地が複数ある場合等、広域かつ一斉に立入検査を行う必要がある場合

3 立入検査の実施方針

- (1) 大麻草栽培規制法は、大麻の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉に寄与することを目的とし、大麻草の栽培規制を図っている。本立入検査の実施に当たっては、大麻草の栽培、保管管理、廃棄等の各段階において、調査、指導、監督等を行い、第一種大麻草採取栽培者の適正な大麻草の栽培及び利用を確保する。
- (2) 都道府県は、第一種大麻草採取栽培者の栽培実態、過去の検査結果、事故の発生状況等総合的な見地から、立入検査の実施計画・目標を立案し、その実施について麻薬取締部と常時緊密な連携を図り、その指導、監督が効果的に行えるようにする。ただし、特別検査を実施する場合には、必要に応じ、その都度立入検査の計画を立案するものとする。
- (3) 立入検査は、原則として第一種大麻草採取栽培者に係る当該免許の有効期間内に少なくとも1回以上行う。また、第一種大麻草採取栽培者が最初に大麻草の取扱いを開始してからできるだけ早い時期に実施する。立入検査の周期は、大麻草の栽培地の規模、管理状況や従前の立入検査の状況等により適宜変更する。
- (4) 麻薬取締職員等は、立入検査並びに第一種大麻草採取栽培者に対する指導及び監督の実施に際し、大麻草の適正管理の重要性を丁寧に説明し、理解を得るよう努める。
- (5) 収去検査を実施することにより、第一種大麻草採取栽培者が栽培可能な大麻草であるかを確認する。
- 収去検査については「栽培中の大麻草の収去要領（令和7年3月31日付け医薬監麻発 0331 第32号厚生労働省医薬局長通知）」の「(3) 収去頻度」を参照する。
- 都道府県による収去検査の計画の立案については、必要に応じて麻薬取締部と連携を図る。
- (6) 立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものではないことに

留意する。

4 立入検査の方法

- (1) 立入検査の事前通告は、原則として行わない。
- (2) 麻薬取締職員等は、立入検査に際して必ずその身分を示す証票、立入検査調査票、収去証等を携行し、相手方の求めに応じて身分を示す証票を提示する。
- (3) 立入検査は、第一種大麻草採取栽培者本人の立会いの下で、麻薬取締職員等が原則として2名以上で行う。
- (4) 立入検査は、原則として6の点検項目を検査する。なお、検査の目的、栽培地の規模、栽培数量、栽培地等の実態に応じて、適宜、検査項目の追加又は削除若しくは変更を加える。
- (5) 質問をするときは十分な回答時間をとる等、落ち着いて相手の話を最後まで聞くように努める。また、相手方に分かりやすいよう、話し方や表現の方法に留意する。
- (6) 指導上疑問を生じたときは、その場で曖昧又は不明確な指導や回答をすることなく一旦保留し、確認又は検討を加えた上で明確な指導を行う。
- (7) 収去については、以下の点留意する。
 - ① 収去する数量及び時期については、「大麻草に含まれる $\Delta 9$ -THCの分析法の例示について」及び「大麻草に含まれる $\Delta 9$ -THCの分析法の例示について」別添の改正について（令和7年1月10日付け医薬監麻発0110第5号及び令和7年3月31日付け医薬監麻発0331第3号厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長通知。以下「課長通知」という。）を参考に検討すること。ただし、収去する部位については、令和7年1月10日付け課長通知の「1（1）大麻草の試料の部位」を遵守すること。
 - ② 収去は、試験のために行うものであるので、その分量は試験に必要な最小限度にとどめ、かつ、収去した場合には必ず収去証を交付すること。
- (8) その他の職員が立入検査によって重大な違反を発見したときは、直ちに麻薬取締員に通報する。
- (9) 麻薬取締官及び麻薬取締員は、立入検査の結果、その他の職員からの通報等によって法令違反を発見し、直ちに犯罪捜査を開始する必要があると判断したときには、立入検査の終了を告げた上、以後の手続は犯罪

捜査として行われるものであることを相手方に告知し、供述を求める場合には権利告知をする等して手続的にも両者の境界を明確にする。

5 立入検査実施後の措置及び指導

- (1) 立入検査を実施したときは、別に定める様式に基づき、記録を作成する。
- (2) 立入検査終了後、要点をまとめ、第一種大麻草採取栽培者に立入検査結果を講評する。
- (3) 軽微な指導事項等を発見した場合には、その場で口頭による指導を行うか、又は後日文書による指導を行う。なお、指導上必要な場合には、適切な期間内に指導事項に対する改善事項、改善計画等を報告させ、必要に応じて再度立入検査を実施し、改善状況を確認する。
- (4) 立入検査の結果、行政処分又は犯罪捜査が必要な場合は、法令に従って適切な手続をとる。

6 第一種大麻草採取栽培者立入検査の点検項目

区 分	第一種大麻草採取栽培者
免 許 証 関 係	○免許証を所持しているか。 ○免許証を譲り渡し、又は貸与していないか。 ○免許証の記載事項が現況と一致しているか。 ○免許に付した条件が遵守されているか。 ○免許証の返納は、免許期間が満了したとき又は免許が取り消されたときから 15 日以内になされているか。 ○第一種大麻草採取栽培者名簿の登録事項に変更が生じたときは、その事由の生じた日から 15 日以内に届出を行っているか。 ○免許証を毀損し、又は亡失したときは、15 日以内に再交付申請をしているか。 ○免許証の再交付を申請した後、亡失した免許証を発見したときは、15 日以内に旧免許証を返納しているか。
管 理 関 係	○栽培者が実地に管理しているか。 ○栽培に従事する者は明らかか。(申請時から従事する者が追加されている場合、その者との使用関係が分かる書類はあるか。)(指導事項) ○栽培者が法人又は団体であるときは、栽培に従事する者の業務内容は明確か。
栽 培 地 関 係	○申請時の栽培地の位置と相違ないか。 ○申請時の栽培地の数と相違ないか。 ○申請時の栽培地の大きさと相違ないか。 ○盗難防止対策は適切か。(申請時の対策と比して不足ないか) ○交雑防止措置は適切か。(申請時の対策と比して不足ないか) ○事務作業スペースと分離されているか。
保 管 関 係	○申請時の業務上大麻を取り扱う事務所の位置及び構造と相違ないか。 ○大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に保管しているか。 ○発芽不能未処理種子を鍵をかけた設備内に保管しているか。(指導事項) ○麻薬を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた堅固な設備内に保管しているか。 ○保管されている大麻、発芽不能未処理種子及び麻薬の品名及び数量は帳簿と一致しているか。 ○それぞれの保管設備内に、帳簿等を保管していないか。(指導事項)
持 出 し 関 係	○大麻を廃棄する場合以外の場合において、自らが所有する大麻を栽培地外へ持ち出すときは、都道府県知事の許可を受けているか。
譲渡し・譲受け 関 係	○大麻を第一種大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者以外の者から、譲り受けていないか。 ○大麻を第一種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者、麻薬製造業者、又は麻薬研究施設の設置者以外の者に譲り渡していないか。 ○大麻を大麻草栽培規制法第 12 条の 8 第 1 項の規定により免許期間満了者等から譲り受けた場合、当該譲受けは当該免許期間満了者等に係る免許失効の事由が生じた日から 50 日以内であったか。 ○大麻以外の麻薬(大麻草栽培規制法第 10 条第 1 項第 3 号に規定する麻薬をいう。以下同じ。)を他者に譲り渡していないか。 ○大麻以外の麻薬を他者から譲り受けていないか。 ○麻薬譲受証は、第一種大麻草採取栽培者の責任において作成しているか。 ○麻薬譲受証は、あらかじめ第一種大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者に交付するか、大麻及び麻薬譲渡証と同時交換を行っているか。

	○第一種大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者から大麻を譲り受ける場合、第一種大麻草採取栽培又は大麻草研究栽培者の立会いのもとに ① 麻薬譲渡証の記載事項及び押印に不備はないか ② 麻薬譲渡証の品名、数量と現品が相違しないかを確認しているか。(指導事項) ○麻薬譲渡証を2年間保存しているか。 ○麻薬譲渡証を紛失又は毀損した場合、理由書(毀損した場合は、麻薬譲渡証を添付)を取引のあった第一種大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者に提出し、再交付を受けているか。 その理由はやむを得ないものであったか。(指導事項) ○大麻を譲り渡すとき、相手方の責任において麻薬譲受証が作成されているか。(指導事項) ○大麻を譲り渡す場合、相手方の立会いのもとに ① 麻薬譲受証の記載事項及び押印に不備はないか ② 麻薬譲受証の品名及び数量と現品が相違しないかを確認しているか。(指導事項) ○麻薬譲受証を2年間保存しているか。 ○麻薬譲受証を紛失又は毀損した場合、理由書(毀損した場合は、麻薬譲受証を添付)を取引のあった第一種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者に提出し、再交付を受けているか。 その理由はやむを得ないものであったか。(指導事項)
廃 棄 関 係	○栽培地内で大麻を廃棄する場合、適切に大麻廃棄届が提出され、回収困難な方法で廃棄されているか。 ○栽培地外で廃棄する場合、適切な手続がなされているか。 ○麻薬を廃棄する場合、適切な手続がなされているか。 ○発芽不能未処理種子を廃棄する場合、当該種子が発芽することのない方法をとっているか。(指導事項)
事故の届出関係	○管理している大麻、発芽不能未処理種子及び麻薬につき事故が生じたとき、速やかに、事故届を提出しているか。 ○事故の原因を分析し、再発防止のため適切な対策を講じているか。(指導事項)
帳 簿 関 係	○帳簿を備えているか。 ○帳簿の記載事項は適正か。 ① 採取し、譲り渡し、譲り受け、又は廃棄した大麻及び発芽不能未処理種子の品名及び数量並びにその年月日 ② 譲渡し又は譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所 ③ 事故届を提出した場合は、届け出た大麻、発芽不能未処理種子及び麻薬の品名及び数量(事故届の届出年月日は備考欄に記載) ④ 播種した発芽不能未処理種子の品名及び数量並びにその年月日 ⑤ 採取した大麻草の繊維の数量 ⑥ 大麻草栽培規制法第12条の4第1項の許可を受けて加工をした大麻草の品名及び数量並びにその年月日 ⑦ 上記加工の過程において製造された麻薬の品名及び数量並びにその年月日 ⑧ 上記加工の過程において廃棄した麻薬の品名及び数量並びにその年月日 ○帳簿の記載と麻薬譲渡証、麻薬譲受証、事故届、廃棄届の記載との関係は適正か。 ○修正したことが分かる方法(書面の場合はボールペンなど字が消えないもので二重線等により判読可能なように抹消する方法、電子の場合は変更履歴が分かる方法)で修正するとともに、その修正内容は正しいものであるか。(指導事項)

	○帳簿は、最終の記載の日から2年間保存しているか。
報 告 関 係	○年間報告の記載事項は適正か。 ○1月31日までに、年間報告を提出しているか。 ○帳簿との関係は適正か。
加 工	○大麻草を加工する設備（機器等）は、申請時のものと相違ないか。 ○加工施設の防犯設備は、申請時のものと比して不足ないか。 ○加工施設内への出入りの記録は適正か。 ○加工に従事する者は、申請時の人員と比して不足ないか。 ○申請時から加工に従事する者に変更ないか。変更がある場合、その者は適切に加工する技能を有しているか。 ○加工過程の大麻、麻薬等の受渡し時の確認及び記録は適正か。 ○加工後の製品が、麻薬又は及び指定薬物ではないことの検査は実施しているか。

第二種大麻草採取栽培者に対する立入検査実施要領

目 次

- 1 目的
- 2 立入検査の権限と資格
- 3 立入検査の実施方針
- 4 立入検査の方法
- 5 立入検査実施後の措置及び指導
- 6 第二種大麻草採取栽培者立入検査の点検項目

1 目的

この立入検査実施要領は、麻薬取締官、麻薬取締員及びその他の職員（以下「麻薬取締職員等」という。）が、栽培地等に対する立入検査を実施するとともに、第二種大麻草採取栽培者に対する指導及び監督を行うため、検査の権限と資格、検査実施方針、検査方法、検査項目等に関する事項を整理し、立入検査の厳正、公平かつ効果的な実施を図るためのものである。

2 立入検査の権限と資格

- (1) 立入検査は、第二種大麻草採取栽培者について、適正な大麻草の栽培、大麻、麻薬の譲渡譲受、保管、廃棄等を確保するため、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和 23 年法律第 124 号。以下「大麻草栽培規制法」という。）第 22 条の 3 第 1 項の規定に基づき行う。
- (2) 立入検査は、通常検査及び特別検査に区分して行う。
- (3) 通常検査は、原則として麻薬取締官が適切な周期で実施する。
- (4) 麻薬取締官と麻薬取締員及びその他の職員による合同の通常検査は、立入検査の公平な実施の確保等を目的として、原則として 1 年に 1 回程度実施する。合同の通常検査の実施時期及び対象施設は、地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）（以下「麻薬取締部」という。）と都道府県が協議して決定する。
- (5) 特別検査は、次に定める場合に随時実施する。

- ① 大量の盗難、紛失等の重大な事故が発生した場合
- ② 通常検査等において重大な違反の疑いがあった場合
- ③ 従前の立入検査における改善指導に従わない等、特に立入検査が必要な場合
- ④ 栽培地が複数ある場合等、広域かつ一斉に立入検査を行う必要がある場合

3 立入検査の実施方針

- (1) 大麻草栽培規制法は、大麻の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉に寄与することを目的とし、大麻草の栽培規制を図っている。本立入検査の実施に当たっては、大麻草の栽培、保管管理、廃棄等の各段階において、調査、指導、監督等を行い、第二種大麻草採取栽培者の適正な大麻草の栽培及び利用を確保する。
- (2) 麻薬取締部は、第二種大麻草採取栽培者の栽培実態、過去の検査結果、事故の発生状況等総合的な見地から、立入検査の実施計画・目標を立案し、その実施について都道府県と常時緊密な連携を図り、その指導及び監督が効果的に行えるようにする。ただし、特別検査を実施する場合には、必要に応じ、その都度立入検査の計画を立案するものとする。
- (3) 立入検査は、第二種大麻草採取栽培者が最初に大麻草の取扱いを開始してからできるだけ早い時期に実施する。また、立入検査の周期は、大麻草の栽培地の規模、管理状況や従前の立入検査の状況等により適宜変更する。
- (4) 麻薬取締職員等は、第二種大麻草採取栽培者に対する指導及び監督の実施に際し、大麻草の適正管理の重要性を丁寧に説明し、理解を得るよう努める。
- (5) $\Delta 9$ -THC 含有量が少ない品種を専ら栽培する場合、栽培管理及び盗難防止対策に一部軽減が認められることから、当該栽培については、必要に応じて収去検査を実施し、大麻草の $\Delta 9$ -THC の濃度を確認する。
- (6) 立入検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではないことに留意する。

4 立入検査の方法

- (1) 立入検査の事前通告は、原則として行わない。
- (2) 麻薬取締職員等は、立入検査に際して必ずその身分を示す証票、立入検

査調査票、収去証等を携行し、相手方の求めに応じて身分を示す証票を提示する。

- (3) 立入検査は、第二種大麻草採取栽培者本人の立会いの下で、麻薬取締職員等が原則として2名以上で行う。
- (4) 立入検査は、原則として6の点検項目を検査する。なお、検査の目的、栽培地の規模、栽培数量、栽培地等の実態に応じて、適宜、検査項目の追加又は削除若しくは変更を加える。
- (5) 質問をするときは十分な回答時間をとる等、落ち着いて相手の話を最後まで聞くように努める。また、相手方に分かりやすいよう、話し方や表現の方法に留意する。
- (6) 指導上疑問を生じたときは、その場で曖昧又は不明確な指導や回答をすることなく一旦保留し、確認又は検討を加えた上で明確な指導を行う。
- (7) 収去については、以下の点留意する。
 - ① 収去する数量及び時期については、「大麻草に含まれる Δ 9-THCの分析法の例示について」及び「大麻草に含まれる Δ 9-THCの分析法の例示について」別添の改正について（令和7年1月10日付け医薬監麻発0110第5号及び令和7年3月31日付け医薬監麻発0331第3号厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長通知。以下「課長通知」という。）を参考に検討すること。ただし、収去する部位については、令和7年1月10日付け課長通知の「1（1）大麻草の試料の部位」を遵守すること。
 - ② 収去は、試験のために行うものであるので、その分量は試験に必要な最小限度にとどめ、かつ、収去した場合には必ず収去証を交付すること。
- (8) その他の職員が立入検査によって重大な違反を発見したときは、直ちに麻薬取締官又は麻薬取締員に通報する。
- (9) 麻薬取締官及び麻薬取締員は、立入検査の結果、その他の職員からの通報等によって法令違反を発見し、直ちに犯罪捜査を開始する必要があると判断したときには、立入検査の終了を告げた上、以後の手続は犯罪捜査として行われるものであることを相手方に告知し、供述を求める場合には権利告知をする等して手続的にも両者の境界を明確にする。

5 立入検査実施後の措置及び指導

- (1) 立入検査を実施したときは、別に定める様式に基づき、記録を作成する。

- (2) 立入検査終了後、要点をまとめ、第二種大麻草採取栽培者に立入検査結果を講評する。
- (3) 軽微な指導事項等を発見した場合には、その場で口頭による指導を行うか、又は後日文書による指導を行う。なお、指導上必要な場合には、適切な期間内に指導事項に対する改善事項、改善計画等を報告させ、必要に応じて再度立入検査を実施し、改善状況を確認する。
- (4) 立入検査の結果、法令違反等があり、かつ、その違反内容が重大であり、又は行政指導等による改善が期待できない場合は、その旨監視指導・麻薬対策課に報告する。また、犯罪捜査が必要な場合は、法令に従って適切な手続をとる。

6 第二種大麻草採取栽培者立入検査の点検項目

区 分	第二種大麻草採取栽培者
免 許 証 関 係	○免許証を所持しているか。 ○免許証を譲り渡し、又は貸与していないか。 ○免許証の記載事項が現況と一致しているか。 ○免許に付した条件が遵守されているか。 ○免許証の返納は、免許期間が満了したとき又は免許が取り消されたときから 15 日以内になされているか。 ○第二種大麻草採取栽培者名簿の登録事項に変更が生じたときは、その事由の生じた日から 15 日以内に届出を行っているか。 ○免許証を毀損し、又は亡失したときは、15 日以内に再交付申請をしているか。 ○免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、15 日以内に旧免許証を返納しているか。
管 理 関 係	○栽培者が実地に管理しているか。 ○栽培に従事する者は明らかか。(申請時から従事する者が追加されている場合、その者との使用関係が分かる書類はあるか)(指導事項) ○栽培者が法人又は団体であるときは、栽培に従事する者の業務内容は明確か。
栽 培 地 関 係	○申請時の栽培地の位置と相違ないか。 ○申請時の栽培地の数と相違ないか。 ○申請時の栽培地の大きさと相違ないか。 ○盗難防止対策は適切か。(申請時の対策と比して不足ないか) ○交雑防止措置は適切か。(申請時の対策と比して不足ないか) ○栽培地は事務作業スペースと分離されているか。
保 管 関 係	○申請時の業務上大麻を取り扱う事務所の位置及び構造と相違ないか。 ○大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に保管しているか。 ○発芽不能未処理種子を鍵をかけた設備内に保管しているか。(指導事項) ○麻薬を取り扱う事務所内の鍵をかけた堅固な設備内に保管しているか。 ○保管されている大麻、発芽不能未処理種子及び麻薬の品名並びに数量は帳簿と一致しているか。 ○それぞれの保管設備内に、帳簿等を保管していないか。(指導事項)
持 出 し 関 係	○大麻を廃棄する場合以外の場合において、自らが所有する大麻を栽培地外へ持ち出すときは、厚生労働大臣の許可を受けているか。
譲 渡 し ・ 譲 受 け 関 係	○大麻を第二種大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者以外の者から譲り受けていないか。 ○大麻を第二種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者以外の者に譲り渡していないか。 ○大麻を大麻草栽培規制法第 17 条第 1 項において準用する大麻草栽培規制法第 12 条の 8 第 1 項の規定により免許期間満了者等から譲り受けた場合、当該譲受けは免許失効の事由が生じた日から 50 日以内であったか。 ○麻薬(大麻草栽培規制法第 10 条第 1 項第 3 号に規定する麻薬をいう。以下同じ。)を麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者以外に譲り渡していないか。 ○大麻以外の麻薬を他者から譲り受けていないか。 ○麻薬譲受証は、第二種大麻草採取栽培者の責任において作成しているか。 ○麻薬譲受証は、あらかじめ第二種大麻草採取栽培者若しくは大麻草

	研究栽培者に交付するか、又は大麻及び麻薬譲渡証と同時交換を行っているか。 ○第二種大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者から大麻を譲り受ける場合、第二種大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者の立会いのもとに ① 麻薬譲渡証の記載事項及び押印に不備はないか ② 麻薬譲渡証の品名、数量と現品が相違しないか を確認しているか。(指導事項) ○麻薬譲渡証を2年間保存しているか。 ○麻薬譲渡証を紛失又は毀損した場合、理由書(毀損した場合は、麻薬譲渡証を添付)を取引のあった第二種大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者に提出し、再交付を受けているか。 その理由はやむを得ないものであったか。(指導事項) ○大麻、麻薬を譲り渡すとき、相手方の責任において麻薬譲受証が作成されているか。(指導事項) ○大麻、麻薬を譲り渡す場合、相手方の立会いのもとに ① 麻薬譲受証の記載事項及び押印等に不備はないか ② 麻薬譲受証の品名及び数量と現品が相違しないか を確認しているか。(指導事項) ○麻薬譲受証を2年間保存しているか。 ○麻薬譲受証を紛失又は毀損した場合、理由書(毀損した場合は、麻薬譲受証を添付)を取引のあった第二種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者に提出し、再交付を受けているか。 その理由はやむを得ないものであったか。(指導事項)
廃 棄 関 係	○栽培地内で大麻を廃棄する場合、適切に大麻廃棄届が提出され、回収困難な方法で廃棄されているか。 ○栽培地外で廃棄する場合、適切な手続がなされているか。 ○麻薬を廃棄する場合、適切な手続がなされているか。 ○発芽不能未処理種子を廃棄する場合、当該種子が発芽することのない方法をとっているか。(指導事項)
事故の届出関係	○管理している大麻、発芽不能未処理種子及び麻薬につき事故が生じたとき、速やかに、事故届を提出しているか。 ○事故の原因を分析し、再発防止のため適切な対策を講じているか。(指導事項)
帳 簿 関 係	○帳簿を備えているか。 ○帳簿の記載事項は適正か。 ①採取し、譲り渡し、譲り受け、又は廃棄した大麻及び発芽不能未処理種子の品名及び数量並びにその年月日 ②譲渡し又は譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所 ③事故届を提出した場合は、届け出た大麻、発芽不能未処理種子及び麻薬の品名及び数量(事故届の届出年月日は備考欄に記載) ④播種した発芽不能未処理種子の品名及び数量並びにその年月日 ⑤大麻草栽培規制法第12条の4第1項の許可を受けて加工をした大麻草の品名及び数量並びにその年月日 ⑥上記加工の過程において製造された麻薬の品名及び数量並びにその年月日 ⑦上記加工の過程において廃棄した麻薬の品名及び数量並びにその年月日 ○帳簿の記載と麻薬譲渡証、麻薬譲受証、事故届、廃棄届の記載との関係は適正か。 ○修正したことが分かる方法(書面の場合はボールペンなど字が消えないもので二重線等により判読可能なように抹消する方法、電子の場合は変更履歴が分かる方法)で修正するとともに、その修正内容は

	正しいものであるか。(指導事項) ○帳簿は、最終の記載の日から2年間保存しているか。
報 告 関 係	○年間報告の記載事項は適正か。 ○1月31日までに、年間報告を提出しているか。 ○帳簿との関係は適正か。
加 工 関 係	○大麻草を加工する設備（機器等）は、申請時のものと相違ないか。 ○加工施設の防犯設備は、申請時のものと比して不足ないか。 ○加工施設内への出入りの記録は適正か。 ○加工に従事する者は、申請時の人員と比して不足ないか。 ○申請時から加工に従事する者に変更ないか。変更がある場合、その者は適切に加工する技能を有しているか。 ○加工過程の大麻、麻薬等の受渡し時の確認及び記録は適正か。

大麻草研究栽培者に対する立入検査実施要領

目 次

- 1 目的
- 2 立入検査の権限と資格
- 3 立入検査の実施方針
- 4 立入検査の方法
- 5 立入検査実施後の措置及び指導
- 6 大麻草研究栽培者立入検査の点検項目

1 目的

この立入検査実施要領は、麻薬取締官、麻薬取締員及びその他の職員（以下「麻薬取締職員等」という。）が、栽培地等に対する立入検査を実施するとともに、大麻草研究栽培者に対する指導及び監督を行うため、検査の権限と資格、検査実施方針、検査方法、検査項目等に関する事項を整理し、立入検査の厳正、公平かつ効果的な実施を図るためのものである。

2 立入検査の権限と資格

- (1) 立入検査は、大麻草研究栽培者について、適正な大麻草の栽培、大麻の譲渡譲受、保管、廃棄等を確保するため、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和 23 年法律第 124 号。以下「大麻草栽培規制法」という。）第 22 条の 3 第 1 項の規定に基づき行う。
- (2) 立入検査は、通常検査及び特別検査に区分して行う。
- (3) 通常検査は、原則として麻薬取締官が適切な周期で実施する。
- (4) 麻薬取締官と麻薬取締員及びその他の職員による合同の通常検査は、立入検査の公平な実施の確保等を目的として、原則として 1 年に 1 回程度実施する。合同の通常検査の実施時期及び対象施設は、地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）（以下「麻薬取締部」という。）と都道府県が協議して決定する。
- (5) 特別検査は、次に定める場合に随時実施する。
 - ① 大量の盗難、紛失等の重大な事故が発生した場合

- ② 通常検査等において重大な違反の疑いがあった場合
- ③ 従前の立入検査における改善指導に従わない等、特に立入検査が必要な場合
- ④ 栽培地が複数ある場合等、広域かつ一斉に立入検査を行う必要がある場合

3 立入検査の実施方針

- (1) 大麻草栽培規制法は、大麻の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉に寄与することを目的とし、大麻草の栽培規制を図っている。本立入検査の実施に当たっては、大麻草の栽培、保管管理、廃棄等の各段階において、調査、指導、監督等を行い、大麻草研究栽培者の適正な大麻草の栽培及び利用を確保する。
- (2) 麻薬取締部は、大麻草研究栽培者の栽培実態、過去の検査結果、事故の発生状況等総合的な見地から、立入検査の実施計画・目標を立案し、その実施について都道府県と常時緊密な連携を図り、その指導及び監督が効果的に行えるようにする。ただし、特別検査を実施する場合には、必要に応じ、その都度立入検査の計画を立案するものとする。
- (3) 立入検査は、原則として大麻草研究栽培者に係る当該免許の有効期間内に少なくとも1回以上行う。また、大麻草研究栽培者が最初に大麻草の取扱いを開始してからできるだけ早い時期に実施する。立入検査の周期は、大麻草の栽培地の規模、管理状況や従前の立入検査の状況等により適宜変更する。
- (4) 麻薬取締職員等は、大麻草研究栽培者に対する指導及び監督の実施に際し、大麻草の適正管理の重要性を丁寧に説明し、理解を得るよう努める。
- (5) $\Delta 9$ -THC の多寡に応じた盗難防止対策の措置を求めていることから、必要に応じて収去検査を実施し、大麻草の $\Delta 9$ -THC の濃度を確認する。
- (6) 立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものではないことに留意する。

4 立入検査の方法

- (1) 立入検査の事前通告は、原則として行わない。
- (2) 麻薬取締職員等は、立入検査に際して必ずその身分を示す証票、立入検査調査票、収去証等を携行し、相手方の求めに応じて身分を示す証票を

提示する。

- (3) 立入検査は、大麻草研究栽培者本人の立会いの下で、麻薬取締職員等が原則として2名以上で行う。
- (4) 立入検査は、原則として6の点検項目を検査する。なお、検査の目的、栽培地の規模、栽培数量、栽培地等の実態に応じて、適宜、検査項目の追加又は削除若しくは変更を加える。
- (5) 質問をするときは十分な回答時間をとる等、落ち着いて相手の話を最後まで聞くように努める。また、相手方に分かりやすいよう、話し方や表現の方法に留意する。
- (6) 指導上疑問を生じたときは、その場で曖昧又は不明確な指導や回答をすることなく一旦保留し、確認又は検討を加えた上で明確な指導を行う。
- (7) 収去については、以下の点留意する。
 - ① 収去する数量及び時期については、「大麻草に含まれる Δ 9-THCの分析法の例示について」及び「大麻草に含まれる Δ 9-THCの分析法の例示について」別添の改正について（令和7年1月10日付け医薬監麻発0110第5号及び令和7年3月31日付け医薬監麻発0331第3号厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長通知。以下「課長通知」という。）を参考に検討すること。ただし、収去する部位については、令和7年1月10日付け課長通知の「1（1）大麻草の試料の部位」を遵守すること。
 - ② 収去は、試験のために行うものであるもので、その分量は試験に必要な最小限度にとどめ、かつ、収去した場合には必ず収去証を交付すること。
- (8) 麻薬取締官及び麻薬取締員は、立入検査の結果によって法令違反を発見し、直ちに犯罪捜査を開始する必要があると判断したときには、立入検査の終了を告げた上、以後の手続は犯罪捜査として行われるものであることを相手方に告知し、供述を求める場合には権利告知をする等して手続的にも両者の境界を明確にする。

5 立入検査実施後の措置及び指導

- (1) 立入検査を実施したときは、別に定める様式に基づき、記録を作成する。
- (2) 立入検査終了後、要点をまとめ、大麻草研究栽培者に立入検査結果を講評する。

- (3) 軽微な指導事項等を発見した場合には、その場で口頭による指導を行うか、又は後日文書による指導を行う。なお、指導上必要な場合には、適切な期間内に指導事項に対する改善事項、改善計画等を報告させ、必要に応じて再度立入検査を実施し、改善状況を確認する。
- (4) 違反があり、かつ、その違反内容が重大であり、又は行政指導等による改善が期待できない場合など、行政処分の検討を要するときには、厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課と十分連絡を取り、必要な措置を決定する。

6 大麻草研究栽培者立入検査の点検項目

区 分	大麻草研究栽培者
免 許 証 関 係	○免許証を所持しているか。 ○免許証を譲り渡し、又は貸与していないか。 ○免許証の記載事項が現況と一致しているか。 ○免許に付した条件が遵守されているか。 ○免許証の返納は、免許期間が満了したとき又は免許が取り消されたときから 15 日以内になされているか。 ○大麻草研究栽培者名簿の登録事項に変更が生じたときは、その事由の生じた日から 15 日以内に届出を行っているか。 ○免許証を毀損し、又は亡失したときは、再交付申請をしているか。 ○免許証の再交付を申請した後、亡失した免許証を発見したときは、15 日以内に、旧免許証を返納しているか。
管 理 関 係	○栽培者が実地に管理しているか。 ○栽培に従事する者は明らかか。(申請時から従事する者が追加されている場合、その者との使用関係が分かる書類はあるか。)(指導事項) ○栽培に従事する者の業務内容は明確か。(指導事項)
栽 培 地 関 係	○申請時の栽培地の位置と相違ないか。 ○申請時の栽培地の数と相違ないか。 ○申請時の栽培地の大きさと相違ないか。 ○盗難防止対策は適切か。(申請時の対策と比して不足ないか) ○交雑防止措置は適切か。(申請時の対策と比して不足ないか) ○事務作業スペースと分離されているか。
保 管 関 係	○申請時の業務上大麻を取り扱う事務所の位置及び構造と相違ないか。 ○大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に保管しているか。 ○発芽不能未処理種子を鍵をかけた設備内に保管しているか。(指導事項) ○保管されている大麻及び発芽不能未処理種子の品名並びに数量は帳簿と一致しているか。 ○それぞれの保管設備内に、帳簿等を保管していないか。(指導事項)
持 出 し 関 係	○大麻を廃棄する場合以外の場合において、自らが所有する大麻を栽培地外へ持ち出すときは、地方厚生(支)局長の許可を受けているか。
譲渡し・譲受け 関 係	○大麻を大麻草栽培者以外の者から、譲り受けていないか。 ○大麻を大麻草栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者以外の者に譲り渡していないか。 ○大麻を大麻草栽培規制法第 17 条第 2 項において準用する大麻草栽培規制第 12 条の 8 第 1 項の規定により免許期間満了者等から譲り受けた場合、当該譲受けは当該免許期間満了者等に係る免許失効の事由が生じた日から 50 日以内であったか。 ○麻薬譲受証は、大麻草研究栽培者の責任において作成しているか。 ○麻薬譲受証は、あらかじめ大麻草栽培者に交付するか、大麻及び麻薬譲渡証と同時交換を行っているか。 ○大麻草栽培者から大麻を譲り受ける場合、大麻草栽培者の立会いのもとに ① 麻薬譲渡証の記載事項及び押印に不備はないか ② 麻薬譲渡証の品名、数量と現品が相違しないか を確認しているか。(指導事項) ○麻薬譲渡証を 2 年間保存しているか。 ○麻薬譲渡証を紛失又は毀損した場合、理由書(毀損した場合は、麻薬譲渡証を添付)を取引のあった大麻草栽培者に提出し、再交付を受け

	ているか。 その理由はやむを得ないものであったか。(指導事項) ○大麻を譲り渡すとき、相手方の責任において麻薬譲受証が作成されているか。(指導事項) ○大麻を譲り渡す場合、相手方の立会いのもとに ① 麻薬譲受証の記載事項及び押印に不備はないか ② 麻薬譲受証の品名及び数量と現品が相違しないかを確認しているか。(指導事項) ○麻薬譲受証を2年間保存しているか。 ○麻薬譲受証を紛失又は毀損した場合、理由書(毀損した場合は、麻薬譲受証を添付)を取引のあった大麻草栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者に提出し、再交付を受けているか。 その理由はやむを得ないものであったか。(指導事項)
廃 棄 関 係	○栽培地内で大麻を廃棄する場合、適切に大麻廃棄届が提出され、回収困難な方法で廃棄されているか。 ○栽培地外で廃棄する場合、適切な手続がなされているか。 ○発芽不能未処理種子を廃棄する場合、当該種子が発芽することのない方法をとっているか。(指導事項)
事故の届出関係	○管理している大麻及び発芽不能未処理種子につき事故が生じたとき、速やかに、事故届を提出しているか。 ○事故の原因を分析し、再発防止のため適切な対策を講じているか。(指導事項)
帳 簿 関 係	○帳簿を備えているか。 ○帳簿の記載事項は適正か。 ①採取し、譲り渡し、譲り受け、又は廃棄した大麻及び発芽不能未処理種子の品名及び数量並びにその年月日 ②譲渡し又は譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所 ③事故届を提出した場合は、届け出た大麻及び発芽不能未処理種子の品名及び数量(事故届の届出年月日は備考欄に記載) ④播種した発芽不能未処理種子の品名及び数量並びにその年月日 ⑤研究のため使用した大麻の品名及び数量並びに使用した年月日 ○帳簿の記載と麻薬譲渡証、麻薬譲受証、事故届、廃棄届の記載との関係は適正か。 ○修正したことが分かる方法(書面の場合はボールペンなど字が消えないもので二重線等により判読可能なように抹消する方法、電子の場合は変更履歴が分かる方法)で修正するとともに、その修正内容は正しいものであるか。(指導事項) ○帳簿は、最終の記載の日から2年間保存しているか。
報 告 関 係	○年間報告の記載事項は適正か。 ○1月31日までに、年間報告を提出しているか。 ○帳簿との関係は適正か。